

平成 21 年 3 月 17 日

清水町長 山 本 博 保 様

清水町行政改革推進委員会

委 員 長	中山	勝
副委員長	石垣	専弥
委 員	渡辺	義明
委 員	久保田	康博
委 員	鈴木	重範
委 員	眞田	謹吾
委 員	渡辺	洋子
委 員	土屋	京子

行政改革の推進に関する取り組みについて（提言）

清水町行政改革大綱実施計画の進捗状況等を踏まえ、行政改革の更なる推進を図るため、別紙のとおり提言します。

記

平成 20 年度提言事項 10 項目

以上

## 平成 20 年度行政改革の推進に関する取り組みについて（提言）

### 1 補助金・助成金の見直し

本来の補助金の目的は団体の自立支援であるが、継続的に補助を受けている団体があり、また、既得権とし、補助金を見越した運営を考えている団体もあるのではないかと懸念されている。

上記の理由により、行財政経営の健全化の観点から、全ての補助金について、精査をする必要がある。

- (1) 補助金交付団体の事業内容の把握と補助金の利用状況を調査し、今後とも補助対象にすべきか審議する審査機関を設け、平成 22 年度予算に反映させること。
- (2) 審議の結果、継続する場合でも補助金を食料費などに支出している場合は、補助金額の見直しを図ること。
- (3) 新規事業による補助対象団体や時代に即した事業に対しての補助先を考察していくこと。

### 2 民間活動団体のネットワーク化

新総合計画の策定にあたり、民間活動団体との協働が不可欠になっている現在、NPO や様々な団体を行政がサポートしながらネットワーク化し、把握することにより、よりよいまちづくりに繋がると考えられる。

- (1) NPO や民間活動団体等の把握をし、それら団体と行政とが協働することによる町づくりが不可欠になってくるため、これら団体の住民参加型による町政運営を実施されたい。（NPO 団体等の一覧リストの作成要望）

### 3 各種委員会、審議会の委員定数及び設置の見直しについて

町で設置している委員会等の組織の中で、既に目的を達成したものや形骸化している委員会が存在するのではないかと懸念されている。また、定数や回数についても見直しがされているか不明なため、必要性和機能を精査し、廃止等も含め見直しを強化すること。

- (1) 各種委員会の設置目的を精査し、類似する委員会の統合や、既に目的を達成したものの廃止を検討すること。
- (2) 各種委員会の運営について、審議事項や回数等において、不必要・不明瞭な点がないか検証し、成果の無い委員会は廃止すること。
- (3) 委員の選任について、団体の代表等の選出を避け、公募を進めること。
- (4) 委員報酬は、会議の回数、開催時間等を区別し、差別化を実施すること。また、委員会の内容によりボランティアで募集し行うこと。

#### 4 普通財産の売り払いについて

町で所有している財産について、塩漬けになっている土地等があるのではないかと。現状把握及び分析を行い、計画的に売却や貸与等を進める必要がある。

- (1) 普通財産の売り払い計画書を作成し、計画的に売却や貸付等を進めること。

#### 5 敬老会事業について

高齢者社会を迎えた現在、このままの状態では敬老会事業を続けていくことは、大幅な財政負担増になることは明白であるため、祝い金を含めた見直しが必要である。

- (1) 今後、増加する高齢者人口を考えると、現在、行われている敬老会の式典方法では集客数、経費、及び式典回数等の問題が出てくるため、開催方法等を見直しすること。
- (2) 校区ごと開催し、町芸術祭の発表会と合わせるなど、地域密着型の開催へ変更を検討すること。
- (3) 行革の観点から、今後の高齢者人口増は、大幅な財政負担となることは明白であるため、敬老祝い金の対象基準、種別のあり方及び祝金額について将来推計を基に、見直しをすること。

## 6 清水町の教育行政全般について

清水町の未来を担う子どもたちのためにも、国や県が新たに推進する教育政策に迅速に対応し、教育改革を進めるよう求める。

- (1) 学力向上等を盛り込んだ教育施策に関する計画を早期に策定すること。
- (2) 県が進める中学1・2年生の35人学級の3年生・小学生への拡大を検討すること。
- (3) 通学校区の見直しを含めた学校選択制度の導入を検討すること。

## 7 保育所の待機児童の解消について

全国的な問題のテーマでもあるが、子育て支援を最重要項目としている清水町においては、待機児童解消のための政策を打ち出す必要がある。

- (1) 認定子ども園の設置も含め、待機児童解消を早急に進めること。
- (2) 女性の働く機会を創出するための施策を含めた、保育施設等の適正な整備を早急に行うこと。

## 8 町民体育大会について

毎年開催されている町民体育大会について、種目の改善以外にも開催方法や会場を含めた見直しが必要である。

- (1) 現在、総合運動公園で開催されている町民体育大会は、駐車場の台数が限定され町民にとっては不便で参加(応援)者も限定されてしまうので、会場、開催日等の見直しをすること。
- (2) 町民体育大会を町民の健康増進の為に開催していくなれば、町民が楽しく気軽に参加出来るような内容を検討すること。

## 9 無料公共施設及び新施設の使用料の設定について

町内の公共施設には、無料施設と有料施設が混在している。受益者負担の原則から、使用料の見直しについては急務であるため、改善をする必要がある

- (1) 財源確保と効率的な財政運営を図るため公共施設の使用料の見直しを図ることが必要である。現在町の施設において使用料が無料で運営している幾つかの施設が見られるが、負担の公平性を確保するために積算根拠を明確にし、早急に、この無料施設の有料化を実施すること。
- (2) 今後、新設の地域交流センター（仮称）等の使用料については、その積算等を明確にするための基準を定め公正性、公平性を確保すること。
- (3) 既設の公共施設の使用料についても、使用料の見直しを含め積算根拠を明確にし、受益者負担の適正化に努めること。

## 10 柿田川公園駐車場の有料化について

柿田川は町民にとってうるおいとやすらぎを与える憩いの場として利用され、今後も後世に残すべき町民の財産であるため、環境保全に充てる財源を確保するべきである。

- (1) 駐車場を整備し、有料化を図ること。
- (2) 町民は税金という形で、環境保全に寄与していると考えられるため、付加をかけない方法を考えること。

なお、上記の提言については、効果的な推進を図るため、今後の当委員会の議題として取扱い、進捗状況及び結果について報告を要望する。